

本庄市国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>本庄市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年1月10日 条例第132号</p> <p>(納税義務者)</p> <p>第1条 略</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第3条～第22条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算</p>	<p>本庄市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年1月10日 条例第132号</p> <p>(納税義務者)</p> <p>第1条 略</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第3条～第22条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算</p>

額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

第23条の2・第24条 略

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 略

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類_____を提示しなければならない。

第25条～第27条 略

附 則

1～20 略

額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～エ 略

第23条の2・第24条 略

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 略

2 前項の申告書の提出に当たり____、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

第25条～第27条 略

附 則

1～20 略

本庄市国民健康保険に関する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>本庄市国民健康保険に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年1月10日 規則第103号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 国民健康保険運営協議会(第2条—第7条)</p> <p>第3章 被保険者(第8条—第12条)</p> <p>第4章 保険給付(第12条の2—第41条)</p> <p>第5章 補則(第42条)</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第1章 総則</p> <p style="padding-left: 2em;">(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 国民健康保険運営協議会</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(会議)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>招集は、会議の日の7日前までに、会議の内容、日時、場所等を明示した書面を各委員に送達して行うものとする。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>本庄市国民健康保険に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年1月10日 規則第103号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 国民健康保険運営協議会(第2条—第7条)</p> <p>第3章 被保険者(第8条—第12条)</p> <p>第4章 保険給付(第12条の2—第41条)</p> <p>第5章 補則(第42条)</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第1章 総則</p> <p style="padding-left: 2em;">(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 国民健康保険運営協議会</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(会議)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>協議会は、会議が開催される日の7日前までに、会議の内容、日時、場所等を明示した書面を各委員に送付し、及び会議の開催予定を市のホームページにより公表して行うものとする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(会議の公開の可否等)</u></p>

(議事録)

第5条 会長は、議事録を作成しなければならない。

第6条・第7条 略

第3章 被保険者

(被保険者の資格に係る届書等の様式)

第8条 次の各号に掲げる届出書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) 略

(9) 施行規則第7条第1項の規定(同規則第7条の3の規定により準用される場合を含む。)又は第7条の4第4項 _____ の規定により提出する申請書

様式第9号

第9条～第12条 略

第4章 保険給付

第12条の2～第20条 略

(療養費支給申請書に添付すべき書類)

第21条 施行規則第27条第2項の規定により療養費支給申請書(協定又は契約に基づく柔道整復師施術療養費支給申請書を除く。)に添付しなければなら

第4条の2 協議会の会議は、公開とする。ただし、本庄市情報公開条例(平成18年本庄市条例第20号)第7条に規定する非公開情報に該当する事項について審議等を行うときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴等)

第4条の3 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 傍聴人の定員は10人とする。ただし、会長は会場の都合等により定員の数を増減することができる。

(会議録等の公表)

第5条 協議会は、会議録を作成し、会議資料とともに非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

第6条・第7条 略

第3章 被保険者

(被保険者の資格に係る届書等の様式)

第8条 次の各号に掲げる届出書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) 略

(9) 施行規則第7条第1項の規定(同規則第7条の3の規定により準用される場合を含む。)又は同規則第7条の4第4項の規定により提出する申請書

様式第9号

第9条～第12条 略

第4章 保険給付

第12条の2～第20条 略

(療養費支給申請書に添付すべき書類)

第21条 施行規則第27条第2項の規定により療養費支給申請書(協定又は契約に基づく柔道整復師施術療養費支給申請書を除く。)に添付しなければなら

ない療養につき算定した費用の額に関する証拠書類は、次の表の左欄に掲げる区分に従い中欄に掲げる書類とし、それぞれ右欄に掲げる様式によるものとする。

区分		添付書類	様式
医科診療	入院	領収書(内容明細書)	様式第23号の(2)
	入院外	領収書(内容明細書)	様式第23号の(3)
歯科診療		領収書(内容明細書)	様式第23号の(4)
薬剤の支給		領収書(内容明細書)	様式第23号の(5)
治療材料		医師の診断(証明)書 領収書	
はり・きゅう	施術同意書		様式第23号の(6)
	領収書		様式第23号の(7)
あんま マッサージ	施術同意書		様式第23号の(8)
	領収書		様式第23号の(9)
柔道整復		領収書(内容明細書)	様式第23号の(10)
食事療養		領収書(内容明細書)	様式第23号の(2)
海外療養	診療内容明細書		様式第23号の(11)
	領収明細書		様式第23号の(12)

第22条～第29条 略

(高額療養費支給申請書 _____ の様式)

第30条 施行規則第27条の17第1項の規定により提出する高額療養費支給申請書 _____

_____ は、様式第33号によるものとする。

(高額療養費支給決定等 _____ の通知)

ない療養につき算定した費用の額に関する証拠書類は、次の表の左欄に掲げる区分に従い中欄に掲げる書類とし、それぞれ右欄に掲げる様式によるものとする。

区分		添付書類	様式
医科診療	入院	領収書(内容明細書)	様式第23号の(2)
	入院外	領収書(内容明細書)	様式第23号の(3)
歯科診療		領収書(内容明細書)	様式第23号の(4)
薬剤の支給		領収書(内容明細書)	様式第23号の(5)
治療材料		医師の診断(証明)書 領収書 装具の写真等(靴型装具の場合のみ)	
はり・きゅう	施術同意書		様式第23号の(6)
	領収書		様式第23号の(7)
あんま マッサージ	施術同意書		様式第23号の(8)
	領収書		様式第23号の(9)
柔道整復		領収書(内容明細書)	様式第23号の(10)
食事療養		領収書(内容明細書)	様式第23号の(2)
海外療養	診療内容明細書		様式第23号の(11)
	領収明細書		様式第23号の(12)

第22条～第29条 略

(月間の高額療養費支給申請書 _____ の様式)

第30条 施行規則第27条の16第1項の規定により提出する高額療養費(令第29条の2の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条及び次条において同じ。)の支給申請書は、様式第33号によるものとする。

(月間の高額療養費支給決定等の通知)

第31条 略

第32条～第41条 略

第5章 補則

(その他)

第42条 略

附 則

1・2 略

様式第1号～様式第8号 略

様式第9号(第8条関係)

略

様式第10号～様式第15号 略

様式第16号(第17条関係)

略

様式第17号・様式第18号 略

第31条 略

(年間の高額療養費支給申請書等の様式)

第31条の2 施行規則第27条の17の2第1項又は施行規則第27条の17の3第1項の規定により提出する年間の高額療養費(令第29条の2の2第1項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条及び次条において同じ。)の支給申請書は、様式第35号の2によるものとする。

2 施行規則第27条の17の2第2項第1号及び第27条の17の3第3項に規定する証明書は、様式第35号の3によるものとする。

(年間の高額療養費支給決定等の通知)

第31条の3 市長は、年間の高額療養費の支給を決定したときは、速やかに様式第35号の4による通知を当該申請者に交付しなければならない。

2 市長は、年間の高額療養費を支給しないことを決定したときは、速やかに様式第35号の5による通知書を当該申請者に交付しなければならない。

第32条～第41条 略

第5章 補則

(その他)

第42条 略

附 則

1・2 略

様式第1号～様式第8号 略

様式第9号(第8条関係)

様式第10号～様式第15号 略

様式第16号(第17条関係)

様式第17号・様式第18号 略